

# おくやみ ガイドブック

～ご遺族のための各種手続き～



軽井沢町

ご遺族のみなさまへ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、大切な方を失った悲しみのなかで、さまざまなお申請や届け出の  
手続きが必要かと推察いたします。

軽井沢町では、それらを少しでもわかりやすくご案内するため、「おくやみガイドブック」を作成しましたので、どうぞご活用ください。

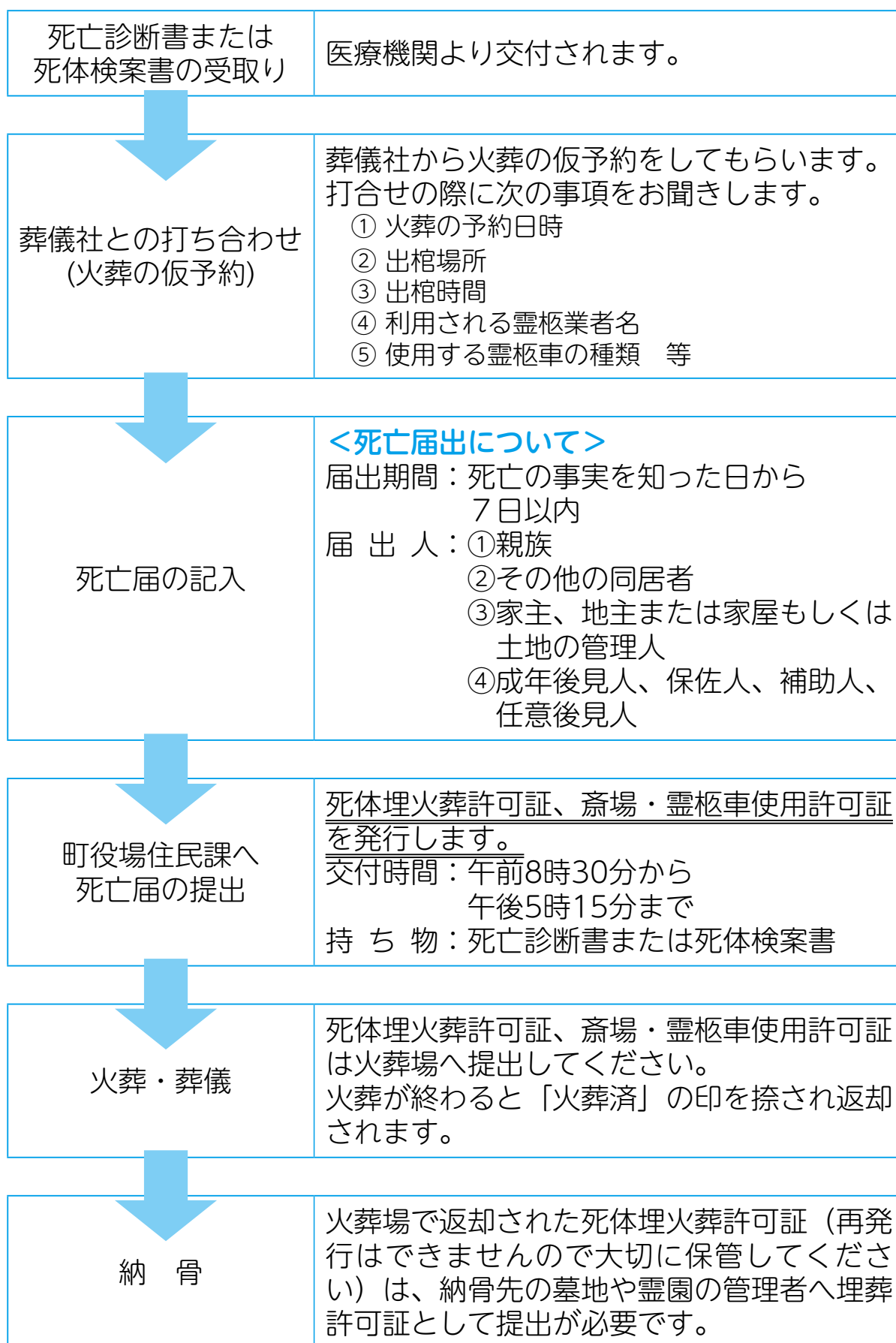
故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

軽井沢町長 土屋 三千夫

## 目 次

お亡くなりになった直後からの流れ	2
町役場における「死亡届」後の主な手続き	3
手続きにあたりお持ちいただくもの	8
役場以外での主な手続き	11
住民票・戸籍謄本等の取得について	15
委任状（参考様式）	17
郵送請求書（参考様式）	19
親族・親等図表	20

## お亡くなりになった直後からの流れ



## 町役場における「死亡届」後の主な手続き

該当する項目に☑していただき、担当係へご確認ください。

開庁日時：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

（午後4時30分までに来庁してください）

故人が国民健康保険の加入者である

故人が後期高齢者医療保険の加入者（満75歳以上）である

（葬祭を行った方）葬祭費の申請をすることができます。

住民課  
保険年金係  
③番窓口

☎0267-45-8540

- 故人が「社会保険」加入者の場合、勤務先へお問い合わせください。
  - 施設入所の方で、他の市町村の国民健康保険及び他の都道府県の後期高齢者医療保険に加入されていた場合は、被保険者証を発行している市町村へお問い合わせください。（軽井沢町では手続きが出来ません）
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、過不足の精算が生じる場合には、後日、通知をお送りいたします。

故人が福祉医療費受給者である

福祉医療費受給者証の返還、福祉医療費の振込先変更手続きが必要です。

住民課  
保険年金係  
③番窓口

☎0267-45-8540

故人が20歳以上である

死亡一時金及び未支給年金の手続きは、最寄りの年金事務所、もしくは町役場へお問い合わせください。

申請期限：死亡一時金 2年以内

未支給年金 5年以内

※国民年金以外の年金受給者は、年金事務所等での手続きが必要です。

小諸年金事務所  
☎0267-22-1082

住民課  
保険年金係  
③番窓口

☎0267-45-8540

<input type="checkbox"/> <b>故人に20歳未満のお子様がいる</b>		
<input type="checkbox"/> <b>福祉医療費受給者である</b>	福祉医療費の振込先が故人名義の場合は手続きが必要です。配偶者の方が亡くなった場合は、ひとり親区分に該当する場合がありますので、お問い合わせください。 ※所得制限等の条件があります。	住民課 保険年金係 ③番窓口 ☎0267-45-8540
<input type="checkbox"/> <b>故人が児童手当の受給者である</b>	児童手当の受給者変更の手続きが必要です。 ※死亡日の翌日から15日以内に手続きをしないと、支給されない月が発生する場合があります。	
<input type="checkbox"/> <b>18歳未満のお子様を養育している (ひとり親家庭等のお子さんのための 児童扶養手当)</b>	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、 (一定の障がいのある方は、20歳未満まで) 児童扶養手当のご相談を受付けます。 ※所得制限等の条件があります。	こども教育課 児童係 (中央公民館内) ☎0267-45-8672
<input type="checkbox"/> <b>故人に保育所等に通うお子様がいる</b>	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等のある場合、給付認定変更等の手続きが必要です。	
<input type="checkbox"/> <b>障がいに関する制度の利用をしていた</b>		
各種障害者手帳をお持ちの方、また各種障がい関係手当や障がい者サービスを利用されている場合は返却手続等が必要です。		保健福祉課 福祉係 (木もれ陽の里内) ☎0267-44-3333

<input type="checkbox"/> <b>故人が各種税金を納めていた</b>	
相続人宛に送付できるように、送付先変更の手続きが必要です。(手続きをしないと通知が届かなくなることがあります)	税務課 ②番窓口 ☎0267-45-8514

<input type="checkbox"/> <b>原動機付自転車（原付バイク）・小型特殊自動車のいずれかを所有していた</b>	
廃車または名義変更の手続きが必要です。 (お問い合わせには、ナンバープレート又は納税通知書等をご用意ください)	税務課 町民税係 ②番窓口 ☎0267-45-8514

<input type="checkbox"/> <b>未登記家屋を所有していた</b>	
法務局の建物登記簿に登録されていない家屋（未登記家屋）を相続等した場合には、名義変更の手続きが必要です。 ※登記されている不動産については、法務局での相続登記の手続きが必要です。	税務課 資産税係 ②番窓口 ☎0267-45-8514

<input type="checkbox"/> <b>町税振替口座の名義人になっていた</b>	
今後の納付方法について、確認と変更等の手続きが必要です。(お問い合わせには、納税通知書等をご用意ください)	税務課 収税係 ②番窓口 ☎0267-45-8514

<input type="checkbox"/> <b>町営住宅に入居していた</b>	
以下の手続きが必要です。 ・名義人が亡くなられた場合 → 入居権利承継（2人以上の世帯） 退 去 届（単身世帯） ・世帯員が亡くなられた場合 → 同居異動報告	住民課 住民係 ③番窓口 ☎0267-45-8540

①町営の上下水道所有者（使用者）になっていた

所有者（使用者）になっていた場合、使用者等変更の手続きが必要です。

上下水道課  
水道業務係  
⑧番窓口  
☎0267-45-8657

②上下水道料金の名義人になっていた

上下水道料金を納付書で納める場合は、①の手続きが必要です。  
座振替を利用している場合、残りの納付について座の変更登録または解約（納付書での納付）の手続きが必要です。

上下水道課  
水道業務係  
⑧番窓口  
☎0267-45-8657

浄化槽を管理していた

引き続き浄化槽を使用する場合、浄化槽管理者変更の手続きが必要です。  
浄化槽を使用しなくなる場合、浄化槽使用休止の手続きが必要です。

上下水道課  
下水道施設係  
⑧番窓口  
☎0267-45-8592

公共下水道事業受益者負担金または農業集落排水事業負担金を納付している

納付者の変更手続きが必要です。

上下水道課  
下水道業務係  
⑧番窓口  
☎0267-45-8592

農業者年金を受給していた

死亡届、未支給年金請求の手続きが必要です。  
※手続きは、最寄りの農協各支店で行います。

農業委員会事務局  
⑥番窓口  
☎0267-45-8572

農地を相続した

農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出手続きが必要です。

農業委員会事務局  
⑥番窓口  
☎0267-45-8572



故人が東北信市町村交通災害共済に加入していた

交通事故により亡くなられた場合、死亡見舞金の申請をすることができます。

住民課  
交通政策係  
③番窓口  
☎0267-45-8540

森林の土地を相続した

軽井沢町森林整備計画の対象となっている森林の場合、森林法第10条の7の2の規定による所有者届出手続きが必要です。

観光経済課  
農林振興係  
⑥番窓口  
☎0267-45-8572

道路・水路等の占用許可を受けていた

名義変更の手続きが必要です。

地域整備課  
道路河川係  
⑨番窓口  
☎0267-45-8582

故人の名前で犬の登録をしていた

狂犬病予防法施行規則第9条による登録事項変更の手続きが必要です。

環境課  
衛生係  
⑦番窓口  
☎0267-45-8556

故人が図書館利用登録していた

資料の返却や図書館利用登録の削除の手続きが必要です。  
資料は図書館にお持ちください。図書館利用登録の削除は随時受付けています。（図書館利用券返還届の記入をお願いします）

中軽井沢図書館  
(くつかけテラス内)  
☎0267-41-0850

**担当窓口が分からないとき**

**軽井沢町役場（代表電話）**

**☎0267-45-8111**

## 手続きにあたりお持ちいただくもの

町役場での手続きに必要な、主な持ちものについての一覧です。（故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合がございます）

故人のもの（あるものをお持ちください）		
1	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証
2	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証
3	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証
4	<input type="checkbox"/>	年金手帳又は年金証書
5	<input type="checkbox"/>	各種障害者手帳
6	<input type="checkbox"/>	その他町役場から交付された受給者証等

ご遺族のもの		
7	<input type="checkbox"/>	窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使うもの）
8	<input type="checkbox"/>	<p>窓口に来られる方の本人確認書類（有効期限内のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1点でよい書類            運転免許証、マイナンバーカード、旅券、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳、猟銃等所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁職員身分証明書（偽造防止、写真付）</li> <li>• 2点必要な書類            健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、福祉医療費受給者証、年金証書、船員保険被保険者証、共済組合員証等、その他写真付きの身分証明書（学生証、社員証、公的な資格証明書など）</li> </ul>

9	<input type="checkbox"/>	相続人代表の預貯金通帳の写し及び印鑑（朱肉を使うもの）
10	<input type="checkbox"/>	3ページの葬祭費の喪主の預貯金通帳の写し及び印鑑（朱肉を使うもの）
11	<input type="checkbox"/>	に該当時のみ 葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状、葬祭費用の領収書等）
12	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本などの故人と相続人との続柄がわかる書類（手続きによって必要になる場合があります）
13	<input type="checkbox"/>	委任状 死亡に伴う各種手続きを <u>代理の方が行う場合</u> 、委任状が必要となります。17ページの委任状をご利用ください。 ※委任状が必要となる例 ・ 戸籍謄本を故人の直系血族以外の方が請求するとき（委任者：直系血族の方） ・ 世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方がするとき（委任者：同一世帯員の方）

# 各種持ち物の見本

## 国民健康保険被保険者証



【70歳未満の被保険者】



【70歳以上75歳未満の被保険者】

## 後期高齢者医療被保険者証



## 福祉医療費受給者証



## 介護保険被保険者証



## 年金手帳



## 年金証書



## 印鑑登録証



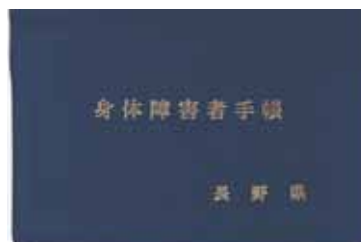
## 精神障害者保健福祉手帳



## 療育手帳



## 身体障害者手帳



※見本の色と変更になっている場合があります。

## 役場以外での主な手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きの種類
<input type="checkbox"/>	国税の手続き ・医療費控除の還付請求 ・死亡者の所得税確定申告（準確定申告） ・相続税の申告
<input type="checkbox"/>	3輪又は4輪の軽自動車の廃車、名義変更
<input type="checkbox"/>	自動車又は125cc超のバイクの廃車、名義変更
<input type="checkbox"/>	年金の手続き（厚生年金等の加入又は受給がある）
<input type="checkbox"/>	不動産の相続登記
<input type="checkbox"/>	県営住宅の各種手続き
<input type="checkbox"/>	民間賃貸住宅の各種手続き
<input type="checkbox"/>	預貯金の手続き
<input type="checkbox"/>	株式
<input type="checkbox"/>	国債
<input type="checkbox"/>	保険金の請求
<input type="checkbox"/>	固定電話
<input type="checkbox"/>	携帯電話
<input type="checkbox"/>	インターネット
<input type="checkbox"/>	電気
<input type="checkbox"/>	ガス
<input type="checkbox"/>	NHK受信料

お問い合わせ先	電話番号
佐久税務署	☎0267-67-3460 (自動音声案内)
(社)自家用自動車協会軽井沢支部	☎0267-45-4360
小諸年金事務所	☎0267-22-1082
長野地方法務局 佐久支局 (不動産のある区域の管轄法務局)	☎0267-67-2272
長野県住宅供給公社 (佐久管理センター)	☎0267-78-5410
貸主、不動産業者	—
預け入れ金融機関	—
証券会社等	—
償還金支払場所又は証券保管証書に 記載の郵便局	—
各加入保険会社	—
各契約会社	—
NTT東日本	☎116 (局番なし)
各契約会社	—
各契約会社	—
各契約会社	—
中部電力	☎0120-921-693
各契約会社	—
NHKふれあいセンター	☎0120-151515







# 住民票・戸籍謄本等の取得について

## 住民票及び住民票の除票※について

<いつから取得できるの？>

- ・住所が軽井沢町の方の死亡届を軽井沢町に届出した場合、死亡事項はすぐに記載され、住民票(除票)は即日交付ができます。  
(休日に届出をした場合は、翌開庁日に交付できます。)

<誰が請求できるの？>

- ・亡くなった方の住民票(除票)は、同一世帯の親族又は相続人の方。  
どのような手続きに使用されるかが分かる資料をお持ちください。
- ・ご遺族の住民票は同一世帯の方。
- ・代理の方に依頼する場合は、委任状が必要です。  
17ページの委任状をご利用ください。

<窓口に来られる方の本人確認書類> (有効期限内のもの)

### 1点でよい書類

運転免許証、マイナンバーカード、旅券、  
精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳、  
猟銃等所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、  
電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁職員身分証明書  
(偽造防止、写真付)

### 2点必要な書類

健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、  
介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、  
福祉医療費受給者証、年金証書、船員保険被保険者証、  
共済組合員証等、その他写真付きの身分証明書  
(学生証、社員証、公的な資格証明書など)

※除票とは、死亡等により除かれた住民票のことです。

## 戸籍謄本等について

<いつから取得できるの？>

- ・本籍が軽井沢町の方の死亡届を軽井沢町に届出した場合、死亡事項が記載された戸籍謄本等が取得できるまで約10日～2週間ほど日数をいただきます。

<誰が請求できるの？>

- ・直系血族又は相続人の方。
- ・代理の方に依頼する場合は委任状が必要です。  
17ページの委任状をご利用ください。

<窓口に来られる方の本人確認書類>（有効期限内のもの）

### 1点でよい書類

運転免許証、マイナンバーカード、旅券、  
精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳、  
猟銃等所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、  
電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁職員身分証明書  
（偽造防止、写真付）

### 2点必要な書類

健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、  
介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、  
福祉医療費受給者証、年金証書、船員保険被保険者証、  
共済組合員証等、その他写真付きの身分証明書  
（学生証、社員証、公的な資格証明書など）

マイナンバーカードを利用した戸籍のコンビニ交付サービスを利用される場合も、上記事項をあらかじめご了承ください。

※必ず委任者（依頼する方）が作成してください。

## 委任状

市区町村 長様

【代理人(依頼された方)】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭・平 \_\_\_\_\_ 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次のことを委任します。

(委任する項目の□に✓を記入してください)

世帯主の変更届に関すること

住民票の写しの請求及び受領に関すること

(必要な場合は以下もチェック)

本籍の記載 続柄の記載

個人番号（提出先： \_\_\_\_\_）※1

※1 提出先を必ずご記入ください。記入がない場合はチェックがあっても交付できません。

戸籍に関する証明書の請求及び受領

その他( \_\_\_\_\_ )

令和 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【委任者(依頼する方)】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭・平 \_\_\_\_\_ 年 月 日

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

※必ず委任者（法定相続人）が作成してください。

## 委任状

市区町村 長様

【代理人】※弁護士、司法書士他 法定相続人から依頼を受けた方

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭・平 \_\_\_\_\_ 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の書類の取得・閲覧に関する権限を委任します。

（委任する項目の口に✓を記入してください）

・請求項目

評価証明書

所得証明書

評価通知書

所得・課税証明書

公課証明書

納税証明書

名寄帳（課税台帳の写し）

その他( \_\_\_\_\_ )

・請求理由(使途) \_\_\_\_\_

・土地建物の証明等が必要な場合

土地の所在 軽井沢町 \_\_\_\_\_

家屋の所在 軽井沢町 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【委任者(法定相続人)】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭・平 \_\_\_\_\_ 年 月 日

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

添付書類：死亡が分かる証書及び相続関係の分かる証書

（除籍謄本、戸籍謄本、法務局発行の法定相続人情報証明等）

市区町村長様

令和 年 月 日

戸籍謄抄本等交付請求書

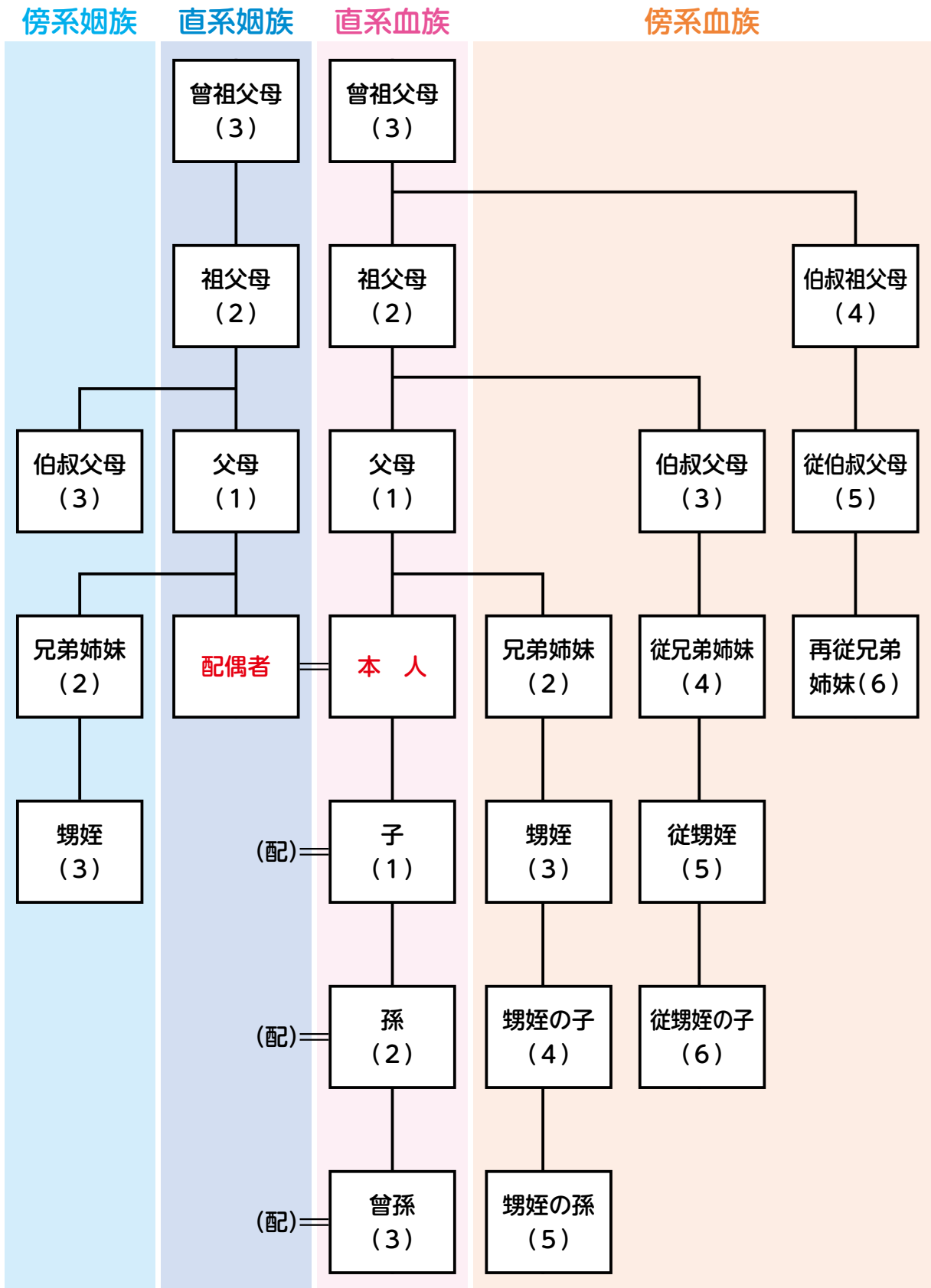
下記のとおり謄抄本等を送付してください。

必要なもの (通数を記入してください)	戸籍謄本	通	戸籍抄本	通
	除籍謄本	通	除籍抄本	通
	改製原戸籍謄本	通	改製原戸籍抄本	通
	住民票(現・改製原・除) (世帯全員・一部)	通	身分証明書・独身証明書	通
	本籍の記載(要・不要)		戸籍の附票(全員)	通
	続柄の記載(要・不要)		〃 (一部)	通
			( 届)受理証明書	通
本 籍 (住民票の場合は住所)				
筆頭者 (住民票の場合は世帯主) フリガナ 氏 名 (明・大・昭・平・令 年 月 日)				
どなたのものが必要ですか(戸籍抄本・身分証明書・住民票一部の場合) (受理証明書の場合は届出日と届出人氏名) フリガナ 氏 名 (明・大・昭・平・令 年 月 日)				
使いみちと提出先 (具体的に)		<input type="checkbox"/> ※相続の場合：亡くなった方( ) <input type="checkbox"/> 死亡記載のあるもの 通 <input type="checkbox"/> 出生から死亡まで 各 通 <input type="checkbox"/> ( )から( )まで 各 通		
戸籍の附票で履歴が必要な場合(～から～までの記録)*複数にまたがる場合があります				
請求者	住 所			
	氏 名			
	必要な人との続柄(本人以外の方は、相続関係の分かる書類が必要です。) 本人・配偶者・子・父母・孫・祖父母・同世帯員 その他( ) ※その他の方は、委任状が必要となります。			
	連絡先(昼間連絡のできる電話番号)			

請求の際に同封するもの

1. 戸籍謄抄本等交付請求書(この用紙です)
2. 手数料(郵便局で扱っている定額小為替)
3. 返信用封筒(宛名を記入のうえ郵送料を添えてください)
4. 請求者の本人確認書類の写し  
 (マイナンバーカード・運転免許証・旅券等写真があるものは1点  
 または健康保険証・年金手帳・年金証書等写真がないものは2点以上)
5. 相続関係の分かる書類(除籍謄本、戸籍謄本等の写し)

# 親族・親等図表



軽井沢町公式ホームページ

<https://www.town.karuizawa.lg.jp>

## おくやみガイドブック

発行：令和5年7月

発行者：軽井沢町（住民課戸籍係）

〒389-0192 軽井沢町大字長倉2381番地1

TEL：0267-45-8111

FAX：0267-46-3165